◎新潟県告示第1345号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成29年12月19日認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　漁業権者の名称及び住所

阿賀野川漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町石間3881－４

２　漁業権の免許番号

内共第８号

３　変更の内容

変更後	変更前
（遊漁料の額及び納付方法） 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が高等学校生徒又は18歳以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　　（略） 一　　（略） 二　　（略） ２　（略） 第９条　～第12条　　（略） （釣堀的漁場） 第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　　（略） (2) 区域　　（略） (3) 期間　　平成30年１月１日から平成30年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　　（略） (5) 漁具・漁法　　（略） (6) 遊漁料　　（略） 第14条　（略） 様式　（略）	（遊漁料の額及び納付方法） 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　　（略） 一　　（略） 二　　（略） ２　（略） 第９条　～第12条　　（略） （釣堀的漁場） 第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　　（略） (2) 区域　　（略） (3) 期間　　平成29年１月１日から平成29年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　　（略） (5) 漁具・漁法　　（略） (6) 遊漁料　　（略） 第14条　（略） 様式　（略）

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成30年１月１日